

商 標 権	判決年月日	令和 2 年 2 月 1 2 日	担 当 部	知財高裁第 2 部
	事 件 番 号	令和元年(行ケ)第 1 0 1 2 5 号		
○ 指定商品を「対流形石油ストーブ」とする石油ストーブの燃焼部の三つの略輪状の炎の立体的形状からなる位置商標の商標登録出願について、同商標は、商標法 3 条 1 項 3 号に該当し、商標法 3 条 2 項には該当しないと判断した事例				

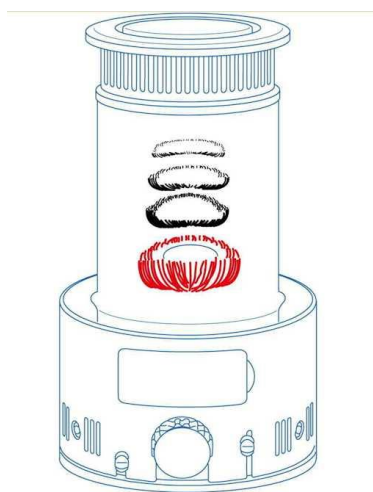
(事件類型) 審決 (拒絶) 取消 (結論) 棄却

(関連条文) 商標法 3 条 1 項 3 号, 3 条 2 項

(関連する権利番号等) 商願 2 0 1 6 - 9 8 3 1 号, 不服 2 0 1 8 - 7 4 7 9 号

判 決 要 旨

1 本件は、以下の位置商標（石油ストーブの燃焼部の三つの略輪状の炎の立体的形状からなる位置商標。同立体形状は、以下の図のうち、上部の三つの略輪状の炎の立体的形状を指す。）の登録出願についての拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、争点は、商標法 3 条 1 項 3 号, 3 条 2 項の該当性の有無である。



2 本判決は、概略、以下のとおり判示して、原告の請求を棄却した。

(1) 取消事由 1（商標法 3 条 1 項 3 号該当性）について

本願商標の「三つの略輪状の炎の立体的形状」（以下「本願形状」という。）を採用することにより、対流形石油ストーブの燃焼筒内の輪状の炎が四つあるように見え、これにより対流形石油ストーブの美感が向上するから、本願形状は、美感を向上するために採用された形状であると認められる。また、特許登録第 1 5 0 8 3 1 9 号の特許（以下「原告特許」という。）に係る明細書等の記載からすると、本願形状は、暖房効果を高めるという機能を有するものと認められる。

したがって、本願形状は、その機能又は美感上の理由から採用すると予測される範囲を

超えているものということとはできず、本願形状からなる位置商標である本願商標は、商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標であると認められるから、本件商標は商標法3条1項3号の商標に該当するとした審決の判断に誤りはない。

(2) 取消事由2（商標法3条2項該当性）について

対流形石油ストーブと反射形石油ストーブの需要者は全く同一ではないものの、かなりの程度重なり合うものと認められるところ、自然通気形開放式ストーブ（対流形石油ストーブと反射形石油ストーブ）に占める原告使用商品の販売シェアは2%程度であり、石油ストーブ全体から見ると、そのシェアはさらに低いものとなり、また、本願形状と同一性が認められる形状がガラス部分に表示されている石油ストーブ（原告使用商品）の出荷台数も、年平均約2万9000台と決して多いとはいえないこと、原告使用商品のテレビでの広告は、平成24年10月～12月までの間に三つの番組で広告されたのみであって、極めて少なく、原告使用商品がテレビ番組で取り上げられたのも5回だけであり、新聞や雑誌等で紹介されたのも多いとはいえないこと、ウェブサイトにおいて原告が原告使用商品についてした広告に大きな効果があるということもできないことなどの事情からすると、原告使用商品が約30年もの長期間販売されており、OEM商品を除いて本願形状を有する他の商品は存在しないこと、本願形状は、比較的特徴的であるといえること等を考慮しても、本願商標について原告の事業に係る商品であることを認識することができるまで認めることはできないというべきである。

したがって、本願商標は商標法3条2項の商標に該当しないとした審決の判断に誤りはない。